

会 議 録

1 会議の名称	平成30年度 第1回石岡市空家等対策協議会
2 開催日時	平成30年7月4日(水) 午前10時00分から 午前11時00分まで
3 開催場所	石岡市役所 総務・防災館 会議室1
4 出席した者の氏名	(委員) 今泉会長, 三輪清司副会長, 市ノ澤委員, 江幡委員(代理), 佐藤委員, 山口委員, 小松崎委員(代理) (事務局) 生活環境課 荻沼課長, 岡野係長, 富田主任 (オブザーバー) 建築住宅指導課 高野課長補佐, 酒井係長
5 議題	(1) 石岡市空家等対策検討委員会の設置について (2) 特定空家等の認定について
6 協議の内容	議事録のとおり
7 担当課の名称	生活環境部 生活環境課

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

1) 石岡市空家等対策検討委員会の設置について

事務局：

資料1に基づき説明

今泉会長：

ただいま事務局より、石岡市空家等対策検討委員会の設置について説明があったが、質問・意見等はあるか

委員：

特になし。

2) 特定空家等の認定について

事務局：

資料2に基づき説明

今泉会長：

ただいま事務局より特定空家等の認定について説明があったが、意見・質問等はあるか。

委員：

今回認定の候補となっている土地・建物の所有者はわかっているのか。

事務局：

所有者調査により判明している。

委員：

今回の候補とは直接関係はないが、地区の集まりなどで、管理の悪い空き家などの話が出ることもある。市で対応をすることはあるか。

事務局：

現地確認などを行い、必要があれば啓発文書などを発送することもある。

今泉会長：

他になければ、今回の候補について特定空家等と認定することについて、異議等はないか。

委員：

異議なし。

4. その他

1) 空家バンクについて

事務局（オブザーバー・建築住宅指導課）：

資料3に基づき説明

委員：

空家バンクに登録が可能かどうかの基準はあるのか。

事務局（オブザーバー・建築住宅指導課）：

建築基準法，都市計画法などの法令により居住できない建物や，暴力団排除条例に該当するもの，老朽化により居住に適さない建物，などの基準がある。

委員：

老朽化により居住できない建物，とは一律に言えるのか。

事務局（オブザーバー・建築住宅指導課）：

確かに人によって，基準は違ってくると思う。明らかに居住できないと判断できる建物はよいが，どちらとも判断できるものについては，一人で判断することなく，組織で慎重に対応することになると思う。

2) 特定空家等解体費用補助金について

事務局：

資料3に基づき説明

委員：

特になし

3) その他

委員：

シルバー人材センターとの協定とはどのようなものか。

事務局：

シルバー人材センターで取り組んでいる「空き家見守りサービス」を，市が空き家の管理が困難な所有者に対して，紹介をする協定となる。内容としては，例えば，空き家所有者の住まいが市外などにあり，空き家管理が難しい場合に，本人に代わって空き家の確認などを行うサービスである。料金に関しては，基本料金が1回・2,500円で，その他のオプションについては，見積もりとなる。契約に関しては，あくまで空き家所有者とシルバー人材センターとなるため，市としては紹介を行うのみとなる。

5. 閉 会